

NPO 自然体験村「虫夢（ムム）ところ昆虫の家」

平成 19 年度通常総会

日 時 平成 19 年 5 月 26 日（土曜日）午後 7 時 00 分

場 所 NPO 自然体験村「虫夢（ムム）ところ昆虫の家」

議 事 次 第

1、開 会

2、理 事 長 挨 拶

3、議 長 及 び 議 事 録 署 名 人 選 出

4、議 案 審 議

議案第1号

平成18年度 事業報告及び収支予算書、監査報告について

議案第2号

平成19年度 事業計画(案)及び収支予算(案)について

議案第3号

役員改選

議案第4号

その他

5、議 長 退 任

6、閉 会

議案第1号

平成18年度事業報告

- 1) 昆虫の家開放 (5月から12月)
- 2) 壁画整備 (北見市 荒田長太郎)
- 3) 週末自然体験 (3回)
- 4) いきいき2006オホーツク自然体験村 (10泊11日 10名)
- 5) 蝶の標本整備 (札幌 千葉公三)
- 6) さくら・ナナカマドロード整備 (2回)
- 7) カブト館作成 (忠津鉄工)
- 8) さくら・ナナカマドねずみ対策
- 9) 災害復旧 (小川整備)
- 10) 感謝祭 (80名)
- 11) 年越しの集い (5泊6日 23名)
- 12) 会報の発行・役員会・総会など

平成18年度

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

収支計算書

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	比較	摘要
収入の部						
会費収入	500,000	△ 97,000	403,000	402,500	△ 500	2,500円×161口
助成金収入	0	300,000	300,000	300,000	0	(財)北海道地域活動振興協会
事業参加費収入	100,000	947,000	1,047,000	1,046,350	△ 650	いきいき2006オホーツク自然体験村、年越しの集い等
寄付金収入	500,000	251,000	751,000	750,656	△ 344	
雑収入	875	0	875	0	△ 875	
受取利息	0	1,000	1,000	512	△ 488	普通預金
当期収入合計	1,100,875	1,402,000	2,502,875	2,500,018	△ 2,857	
前期繰越金	4,050,125	157,000	4,207,125	4,207,125	0	
収入合計	5,151,000	1,559,000	6,710,000	6,707,143	△ 2,857	

科 目	当初予算額	補正額	現計予算額	決算額	比較	摘要
支出の部						
事業活動費	1,000,000	771,000	1,771,000	1,770,468	△ 532	いきいき2006オホーツク自然体験村 987,548 カブト館造成 336,784 年越しの集い 247,844 オホーツクを語る集い等 198,292
租税公課	3,000	3,000	6,000	5,500	△ 500	不動産取得税、印紙
備品	150,000	0	150,000	0	△ 150,000	
旅費交通費	50,000	0	50,000	0	△ 50,000	
水道光熱費	550,000	0	550,000	273,759	△ 276,241	水道料、電気料、ガス代、灯油代
通信運搬費	300,000	0	300,000	191,760	△ 108,240	電話料、プロバイダ料、郵送料
燃料費	30,000	32,000	62,000	61,702	△ 298	ガソリン代、オイル代
保険料	40,000	0	40,000	32,020	△ 7,980	建物、賠償、ボランティア
修繕費	400,000	0	400,000	35,595	△ 364,405	研修室等
消耗品費	200,000	0	200,000	35,560	△ 164,440	草刈りのこ刃、ハチ駆除剤、DVD等
事務用消耗品費	100,000	0	100,000	18,967	△ 81,033	プリンタインク、PPCペーパー等
支払手数料	30,000	15,000	45,000	44,330	△ 670	浄化槽点検、振込手数料等
作業費	100,000	0	100,000	2,870	△ 97,130	屋根雪下し、草刈り等
会議費	100,000	0	100,000	39,622	△ 60,378	総会、役員会
負担金支出	20,000	0	20,000	3,000	△ 17,000	北海道NPOサポートセンター
雑費	100,000	0	100,000	2,990	△ 97,010	医療費
土地購入費	0	0	0	0	0	
予備費	1,978,000	738,000	2,716,000	0	△ 2,716,000	
当期支出合計	5,151,000	1,559,000	6,710,000	2,518,143	△ 4,191,857	
当期収支差額	△ 4,050,125	△ 157,000	△ 4,207,125	△ 18,125	4,189,000	
次期繰越収支差額	0		0	4,189,000	4,189,000	

貸借対照表

平成19年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		負債合計	0
普通預金	3,322,464		
定期貯金	250,000		
郵便振替	417,330	正味財産の部	
現金	42,206	前期繰越正味財産	4,207,125
固定資産		当期正味財産増減額	△ 18,125
土地	157,000	正味財産合計	4,189,000
資産合計	4,189,000	負債及び正味財産合計	4,189,000

財 産 目 録

平成19年3月31日現在

(単位:円)

科 目	・ 摘 要	金	額
I 資産の部			
1流動資産			
普通預金	常呂郵便局	2,468,363	
	常呂町農業協同組合本所	854,060	
	網走信用金庫常呂支店	41	
定期預金	北見信用金庫常呂支店	250,000	
郵便振替		417,330	
現金		42,206	
流動資産合計			4,032,000
2固定資産			
土地	8,736平米	157,000	
固定資産合計			157,000
資産合計			4,189,000
II 負債の部			
1流動負債			
流動負債合計			0
2固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			0
正味財産合計			4,189,000

(報 告)

平成 18 年度 会計決算監査報告

平成 18 年度 NPO 自然体験村「虫夢 (ムム) ところ昆虫の家」会計監査の結果について、次のとおり報告いたします。

記

- 1、監査実施日 平成 19 年 4 月 22 日
- 2、監査結果 出納事務については、出納簿、収支証書・貯金通帳をそれぞれ照合の結果、いずれも正確であった。

監 事 相 原 明 
遠 藤 昭 

議案第2号

平成19年度 事業計画（案）

- 1) 施設無料開放（5月から12月）
- 2) 環境整備（施設）
- 3) さくら・ナナカマドロード空き缶拾い
- 4) さくら・ナナカマドロード草刈・補植・倒木整備
- 5) カブト館整備
- 6) 週末自然体験
- 7) 壁画整備（荒田長太郎）
- 8) 蝶の標本整備（千葉公三）
- 9) ホタル観察会
- 10) 感謝祭
- 11) 年越しの集い
- 12) 会報の発行・役員会・総会など

年度の途中において、事業計画等の一部に軽微な変更を要するに至ったときは、理事長に一任願いたい。

平成19年度収支予算(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	摘 要
会費収入	500,000	403,000	97,000	2,500円×200口
繰越金	4,189,000	4,207,125	△ 18,125	前年度繰越金
助成金収入	0	300,000	△ 300,000	
事業参加費収入	600,000	1,047,000	△ 447,000	いきいき2007オホーツク自然体験村、週末自然体験、年越しの集い等
寄付金収入	500,000	751,000	△ 251,000	
雑収入	0	875	△ 875	
受取利息	0	1,000	△ 1,000	
合 計	5,789,000	6,710,000	△ 921,000	

支出の部

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	摘 要
事業活動費	2,000,000	1,771,000	229,000	カブト館整備、いきいき2007オホーツク自然体験村、週末体験、年越しの集い等
租税公課	6,000	6,000	0	登記印紙等
備品	150,000	150,000	0	活動用
旅費交通費	50,000	50,000	0	事業活動用
水道光熱費	500,000	550,000	△ 50,000	水道料、電気料、ガス代、灯油代
通信運搬費	300,000	300,000	0	電話料、郵便料
燃料費	80,000	62,000	18,000	ガソリン代、軽油代
保険料	70,000	40,000	30,000	建物、賠償、ボランティア
修繕費	400,000	400,000	0	宿泊施設等
消耗品費	200,000	200,000	0	洗剤、トイレトペーパー等
事務用消耗品費	100,000	100,000	0	PPCペーパー、封筒等
支払手数料	60,000	45,000	15,000	振込手数料等
作業費	100,000	100,000	0	草取り、融雪剤散布等
会議費	100,000	100,000	0	総会、役員会
負担金支出	20,000	20,000	0	北海道NPOサポートセンター等
雑費	100,000	100,000	0	広告宣伝料、香典等
予備費	1,553,000	2,716,000	△ 1,163,000	
合 計	5,789,000	6,710,000	△ 921,000	

議案第 3 号

役員改選

議案第 4 号

その他

NPO自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」理事名簿

職名	氏名	住所	電話番号
理事長	川上和則	北見市常呂町字日吉	
理事	今井信幸	北見市常呂町字日吉	
〃	伊藤博昭	北見市常呂町字日吉	
〃	伊藤憲男	北見市常呂町字日吉	
〃	遠藤寿男	北見市常呂町字日吉	
〃	小笠原征二	北見市常呂町字常呂	
〃	相田雅人	北見市常呂町字常呂	
〃	武田健太郎	北見市常呂町字常呂	
〃	忠津信征	北見市常呂町字常呂	
監事	遠藤昭一	北見市常呂町字日吉	
〃	相原明	北見市常呂町字常呂	

事務局員名簿

職名	氏名	住所	電話番号
事務局長	若原和政	北見市常呂町字吉野	090-8632-0995
次長	小山田好徳	北見市常呂町字土佐	
〃	山口泉一	北見市常呂町字土佐	
会計	今井義幸	北見市常呂町字常呂	
管理人	若原信子	北見市常呂町字吉野	0152-57-2221

社員名簿（会員のうち10名以上）

NPO自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」社員名簿

氏 名	住
名 和 賢 一	北見市柏陽町
伊 藤 欣 也	北見市常呂町字日吉
今 井 稔	北見市常呂町字日吉
中 野 吉 雄	北見市常呂町字日吉
高 橋 武 雄	北見市常呂町字日吉
安 藤 哲 夫	北見市常呂町字日吉
伊 藤 哲	北見市常呂町字日吉
菅 野 和 美	北見市端野町
小 泉 四 郎	北見市常呂町
遠 藤 幸 子	北見市常呂町字日吉
若 原 信 子	北見市常呂町字吉野
伊 藤 友 江	北見市常呂町字日吉

特定非営利活動法人 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法人は、常呂町の豊かな自然を生かし、青少年を対象に体験事業を行うことにより、社会教育・情操教育の向上を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」と称する。ただし、登記上は特定非営利活動法人 自然体験村虫夢ところ昆虫の家と表記する。又、読み方はしぜんたいけんむら むーむーところこんちゅうのいえとする。

(事業)

第3条 この法人は特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表第2号及び第11号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)施設開放による通年の体験事業
- (2)季節に応じて企画する体験事業
- (3)情報発信にかかわる事業
- (4)その他目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、収益事業として、役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

(事務所)

第5条 この法人の事務所は、北見市常呂町に置く。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、法上の社員とする。

- (1)会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第7条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)脱会したとき

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)2年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会する事ができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、選任の方法は理事の互選による。

(役員職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 理事は、業務を執行する。

3 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員報酬)

第14条 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 総 会

(構成及び権能)

第15条 この法人の総会は、会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する

(種別及び開催)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席会員の中から選出する。

2 通常総会は、年1回開催する

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第17条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第20条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第18条及び19号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 理事会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれに当たる。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、法決権等及び議事録)

第25条 理事会は理事総数の4分の3以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 第19条から第21条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第26条 この法人の資産は、会費、寄付金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

第27条 この法人の事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 この法人の事業活動報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第29条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分して処理を行う。

(旅費)

第30条 この法人の役員、会員が法人の用務のために旅行する場合。また、この法人の役員、会員及び法人が主催する事業に参加する者に対して支給する旅費について、必要な事項を別に定める。

第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第31条 総会の議決によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。

第8章 雑 則

(公告)

第33条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

(雑則)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立後2年以内に行われる2003年度の総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から2002年3月31日とする。

附則

- 1 平成18年9月12日から施工する。
以上 当法人の定款に相違ない

特定非営利活動法人自然体験村虫夢ところ昆虫の家

理事 川上和則

特定非営利活動法人 自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自然体験村「虫夢ところ昆虫の家」(以下「法人という。))の役員、会員が法人の用務のために旅行する場合。また、この法人の役員、会員及び法人が主催する事業に参加する者に対して支給する旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ次の各号に規定する旅客運賃等によりこれを支給する。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合
は、特別急行料金

イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上の場合
は、普通急行料金

(3) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃及び急行料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第5条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。)等によりこれを支給する。

(1) 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合は、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(3) 座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃のほか、座席指定料金

(航空賃)

第6条 航空賃は、航空機によって旅行する場合に限り、現に支払った旅行運賃によりこれを支給する。

(車賃)

第7条 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、次により支給する。

2 車賃は燃料・オイル・タイヤ消耗など含め、リッター当たり5kmとし時価により計算し、高速道路使用料金、駐車料金の実費を加算する。

(宿泊料)

第8条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表の定額によりこれを支給する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費を請求するときは、別に定める請求書によらなければならない。

2 前項に規定する請求書には、次の各号に掲げるものにつき当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、概算で旅費を請求する場合その他請求時に当該書類を添付することができない場合は、請求書に所要の事項を記載することにより、これに代えることができる。

- (1) 第3条第1項ただし書に規定する
天災その他やむを得ない事情による場合
天災その他やむを得ない事情を証明するもの
- (2) 第6条に規定する航空賃及び第7
条に規定する車賃
その支払を証明するもの

(雑則)

第10条 この規程に定めるものを除くほか、旅費の支給について必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月12日から施行する。

別表

宿 泊 料 (1夜につき)			
市 内	市外 (網走支庁管内)	道 内	道 外
円 7, 5 0 0	円 1 0, 0 0 0	円 1 2, 0 0 0	円 1 6, 8 0 0